

「三重県浄化槽指導要綱等の一部改正」(案)に対するご意見と県の考え方(パブリックコメント)

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
三重県浄化槽指導要綱改正案 (浄化槽の構造) 第7条(2)消毒薬注入装置 及び (3)予備電源の設置	消毒薬注入装置、予備電源の設置 について、指導されていないこと なので削除されたい。	消毒薬注入装置及び予備電源を設置する等の配慮に関する規定は、昭和62年 2 月 の三重県浄化槽指導要綱制定当初から設けられています。 「設置に配慮するものとする。」との記載から、県として積極的な指導は行っていま せんが、災害時等には有用な設備と考えられるため、現行制度を継続することとしていま す。 今回の一部改正では、ご意見を反映させることは難しいですが、今後の調査等で、消 毒薬注入装置及び予備電源の設置が不要なものであると判断される場合は、削除も含 め、内容を再検討いたします。